明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

4　前項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による都道府県知事の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該都道府県知事及び当該措置に係る市町村長に通知しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（埋葬及び火葬の手続の特例）

第三十六条の二　厚生労働大臣は、法第八十六条の四の規定により墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この条において「墓地埋葬法」という。）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めるときは、その対象となる地域を指定するものとする。

2　厚生労働大臣は、その定める期間内に前項の規定により指定した地域において死亡した者の死体に係る墓地埋葬法第五条第一項の規定による埋葬又は火葬の許可について、同条第二項に規定する市町村長のほか、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長がこれを行うものとすることができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により指定した地域において公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、前項に規定する死体の埋葬又は火葬を行おうとする者について、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において当該埋葬又は火葬を行うときに限り、墓地埋葬法第五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を要しないものとすることができる。

4　厚生労働大臣は、前項の場合における墓地埋葬法第十四条に規定する手続については、次に定めるところにより、特例を定めるものとする。

一　墓地埋葬法第十四条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として、死亡診断書、死体検案書その他当該死体に係る死亡の事実を証する書類を定めること。

二　前項に規定する墓地又は火葬場の管理者は、前号の書類を受理したときは、市町村長に対し、当該書類に記載された事項の確認を求めなければならず、当該市町村長がその確認をした後でなければ、埋葬をさせ、又は火葬を行つてはならないものとすること。

三　墓地又は納骨堂の管理者は、第一号の書類であつて、火葬場の管理者が墓地埋葬法第十六条第二項に規定する事項を記載したものを受理したときは、焼骨の埋蔵をさせ、又は焼骨の収蔵をすることができるものとすること。

第四十三条第二項中「年の四月一日」を「日」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合における法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、第一項の規定にかかわらず、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する地方公共団体とする。

附則第三項中「同条第三項中「第一項」を「同条第四項中「第一項及び前項」に、「附則第四項」を「附則第三項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「とする」を「とし、同条第三項の規定は、適用しない」に改める。

（被災者生活再建支援法施行令の一部改正）

第二条　被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第五項」を「第六項」に、「第六十条第四項（同法第六十一条第三項」を「第六十条第五項（同法第六十一条第四項」に改める。

（東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第三条　東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条まで」を「第五条まで、第七条及び第八条」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第六条」を「第七条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第三十九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の八第四項及び第六項、第八十六条の九第六項及び第十項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する同法第八十六条の九第九項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第八十六条の二第四項」を「第八十六条の八第四項」に、「公共施設等」を「避難所」に改め、同条第二項中「第八十六条の二第六項」を「第八十六条の八第六項」に、「公共施設その他の施設」を「避難所」に改め、同条第三項中「第八十六条の三第六項」を「第八十六条の九第六項」に改め、同条第四項中「第八十六条の三第十項」を「第八十六条の九第十項」に改め、同条第五項中「第八十六条の五後段」を「第八十六条の十一後段」に、「第八十六条の三第九項」を「第八十六条の九第九項」に、「第八十六条の五前段」を「第八十六条の十一前段」に、「公共施設その他の施設」を「避難所」に改める。

附　則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行の日（平成二十五年六月二十一日）から施行する。

政令第百八十八号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「同法の廃止の日の前日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体　二六〇円）　（配送料別）